		職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号
		月数は
		月数又は同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間の月数は

第二章　経過措置

（暫定再任用職員に係る地方自治法施行令の適用に関する経過措置）

第七条　この政令の施行の日（第十条において「施行日」という。）から令和十四年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第百三十二条第六号の規定の適用については、同号中「の基準」とあるのは、「並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは同条第三項（同法附則第五条第五項、第六条第三項又は第七条第五項において準用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定による任用の基準」とする。

2　地方自治法第二百九十二条において準用する前項の規定の適用については、同項中「第五条第一項若しくは第三項」とあるのは「第五条第二項若しくは第四項」と、「第七条第一項若しくは第三項」とあるのは「第七条第二項若しくは第四項」とする。

（暫定再任用職員に係る教育公務員特例法施行令の適用に関する経過措置）

第八条　地方公務員法の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された者は、第二条の規定による改正後の教育公務員特例法施行令第六条の規定の適用については、同条第二号に該当する者とみなす。

2　教育公務員特例法施行令第八条第一項に規定する大学の助手については、改正法附則第九条第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる者は、同項の規定により読み替えられた改正法附則第四条第一項及び第二項、同条第三項（改正法附則第五条第五項、第六条第三項及び第七条第五項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項から第四項までに規定する権限の全部又は一部を、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任することができる。

学長	学部長その他の大学内の他の機関
教授会	当該教授会に属する教員のうちの一部の者で構成する会議その他の大学内の他の機関

（暫定再任用職員等である組合員又は暫定再任用職員等である組合員であった者に係る地方公務員等共済組合法施行令の適用に関する経過措置）

第九条　改正法附則第四条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）又はこれに相当する職員（以下この条において「暫定再任用職員等」という。）である組合員（地方公務員共済組合の組合員をいう。以下この条及び附則第二項において同じ。）又は暫定再任用職員等である組合員であった者に対する第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合

		職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号
		月数は
		月数又は同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間の月数は

第十四条第二項の表なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第三項及び第四項の項の次に次のように加える。

なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第一項第四号		
	対象となる	同号及び同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用
対象となる地方自治法第二百四条第二項に規定する月数		同項第三号

（職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号）

（月数又は同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間の月数は）

（対象となる）

（対象となる地方自治法第二百四条第二項に規定する月数）

（なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第一項第四号）

（なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第五項）

（対象となる）

（同号及び同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用）

（同項第三号）